

2013年1月9日

## MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。 ([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))



## 認定事業者制度（AEO 制度）の概要とメリットについて

財務省・税関では、貨物のセキュリティー管理と法令順守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者を予め税関長が承認する、認定事業者制度（AEO 制度：Authorized Economic Operator Program）の普及・認知度向上を進めてきました。AEO 制度の概要とメリットについてご案内いたします。

## 1. AEO 制度の概要

2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて従来以上に国際物流におけるセキュリティー対策の強化が求められました。しかしながら、セキュリティーの確保が、円滑なグローバル物流を阻害する要因とならないよう配慮しつつ、取り組むことが極めて重要です。

国際物流における一層の円滑化とセキュリティー確保の両立を図る取り組みが、AEO 制度と呼ばれるものです。具体的には、貨物のセキュリティー管理と法令順守の体制が整備された事業者として予め税関長の承認を受けたAEO 事業者が税関手続きの簡素化・迅速化等のメリットを受ける制度です。

わが国では2006年3月に輸出者を対象にAEO 制度が導入されましたが、順次、その対象者を輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者に広げ、制度の拡大に努めているほか、AEO事業者に対する利便性の向上などの制度改善を随時行っています。

## 2. AEO 制度のメリット

## (1) 税関手続きの簡素化・迅速化

わが国を含め各国のAEO 制度においては、自国の税関手続きに応じた手続き上のメリット

(例：税関による審査・検査の緩和)をAEO 事業者に提供しています。

わが国の事業者ごとのメリットの例は以下のとおりです。

## 具体的な税関手続き上のメリットの例

<b>(輸入者)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能</li> <li>・輸入申告時に納税に関する申告項目を軽減</li> <li>・輸入申告時に書類審査・貨物検査を軽減</li> <li>・関税等の納税申告と納税を後日一括して行うことが可能</li> </ul>	<b>(倉庫業者)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫等に外国貨物を保管するために必要な税関の許可が不要(税関への届出のみ)</li> <li>・税関に届け出た倉庫における帳簿の保存期間を、一般の保税倉庫(2年)と比べて短縮(1年)</li> <li>・税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料を免除</li> </ul>
<b>(輸出者)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物が自社倉庫にある状態で輸出許可を受けることが可能</li> <li>・輸出申告時に書類審査・貨物検査を軽減</li> </ul>	<b>(通関業者)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入貨物が日本に到着する前に通関手続きを開始し、また、一定の条件のもと、輸出貨物を工場・倉庫等に置いたまま通関手続きを開始することが可能</li> <li>・関税等の納税申告と納税を後日一括して行うことが可能</li> <li>・特定の税関官署の管轄区域内に設置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能</li> </ul>
<b>(運送者)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保税運送ごとの保税運送承認が不要</li> </ul>	

## (メリットの具体的効果：輸入手続所要時間調査結果)

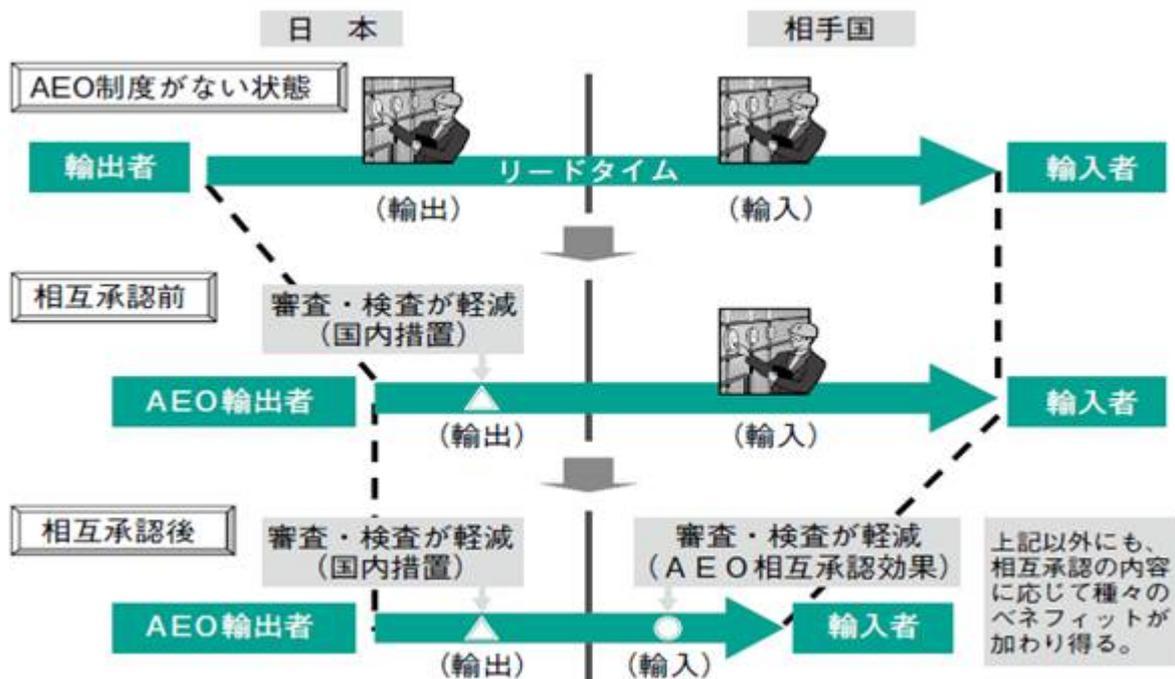
※時間は、輸入申告から輸入許可までの時間



(2) AEO 制度の相互承認

AEO 制度の相互承認とは、AEO 制度を有する二国間で、それぞれのAEO 制度（AEO 事業者）を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティーレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指すものです。わが国は米国・EUの両方と相互承認を実施しており、AEO 相互承認については、世界の最先端にあるといっても過言ではありません。AEO 相互承認の効果としては、自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続きでも書類審査・検査の負担が軽減される等の追加的メリットの発生、AEO としての企業ステータスが国際的に認知されるメリットがあります。

AEO相互承認の一般的効果の例（リードタイムの短縮図）



わが国事業者のセキュリティー向上への取組強化のため、また、国際競争力向上に向けて、貿易円滑化を更に推進するため、AEO 事業者に対する税関手続き上の更なる緩和措置の提供が見込まれます。

【参考】

税関HP : <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>